

令和 8 年度 神奈川県高校生等奨学給付金 (詳細版：全日・定時・通信制)

問合せ先 神奈川県立平塚湘風高等学校
事務室 0463-55-1532
(平日8：30～17：00)

1 奨学給付金とは

○全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる中・低所得世帯を対象に支援を行う制度です。

○授業料以外（※）の教育費を支援する給付金です。

○返還不要です。

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等になります。

2 給付対象者

○次の（１）～（３）をすべて満たしている必要があります。

（１）令和８年７月１日時点で、保護者が神奈川県内に在住していること。

（２）令和８年７月１日時点で、次のいずれかの世帯であること。

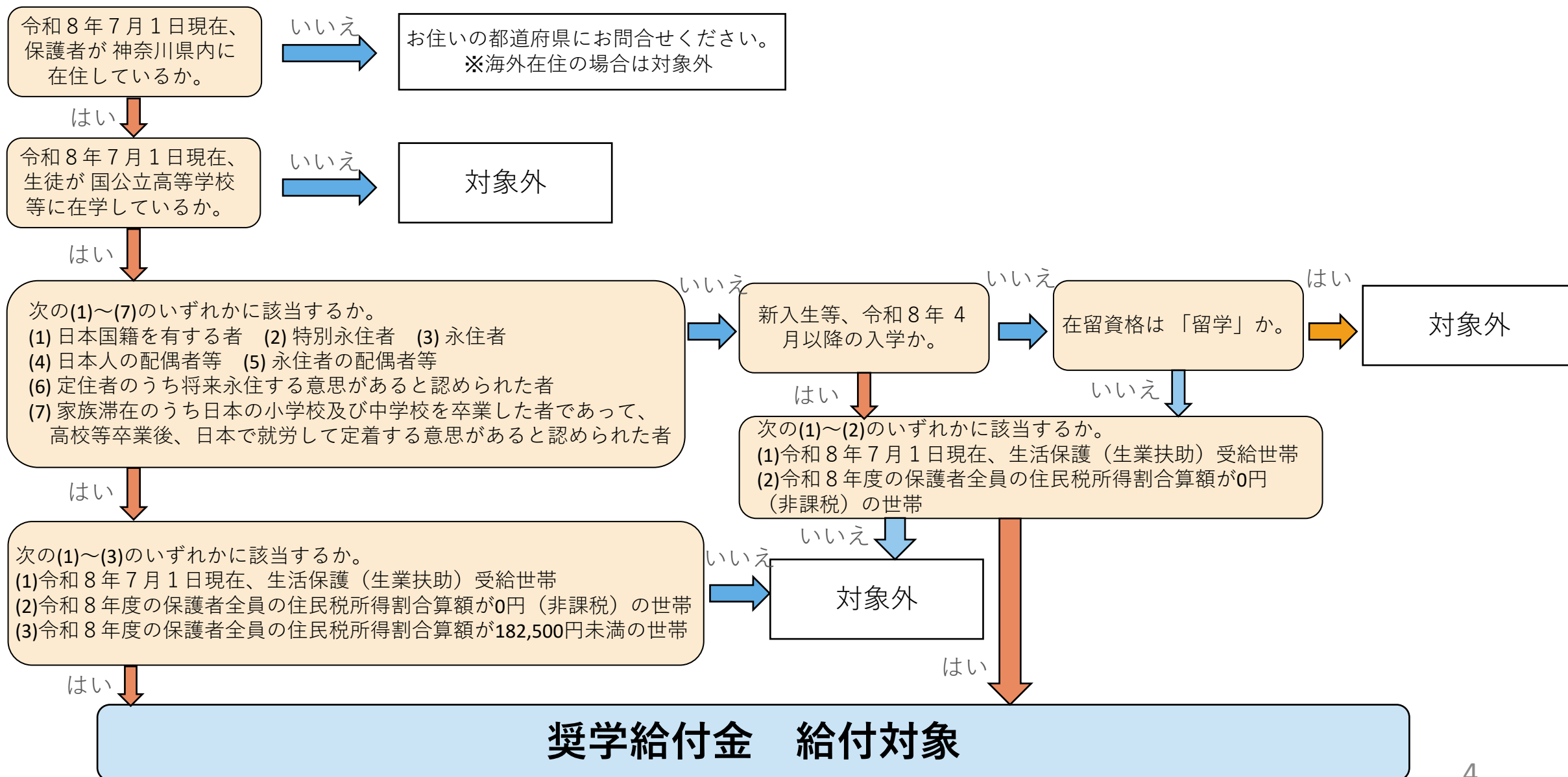
- ・生活保護世帯（生業扶助受給世帯）
- ・住民税非課税世帯（保護者等の住民税所得割が０円）
- ・世帯年収約270～380万円程度の世帯（保護者等の住民税所得割100～105,500円未満）
- ・世帯年収約380～490万円程度の世帯（住民税所得割105,500～182,500円未満）

（３）令和８年７月１日時点で、高校生等が高等学校等に在学していること。

- ・高校生等とは、就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- ・高等学校等とは、高等学校（別科を除く）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第１～第３学年）、専修学校及び各種学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの（特別支援学校の高等部を除く。）

（※他に国籍・在留資格等の要件があります。）

2-1 奨学給付金支給対象の確認



3 給付額

世帯区分	要件	全日制 定時制	通信制
①生活保護世帯	7月1日時点で生業扶助を受給している	32,300円	
②住民税非課税世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が0円（①を除く）	143,700円	50,500円
③年収270～380万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が105,500円未満（①②を除く）	47,900円	16,830円
④年収380～490万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が182,500円未満（①～③を除く）	35,930円	12,630円

- 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

4 申請期限・申請方法

< 申請期間 >

令和8年8月25日（火）～令和8年12月15日（火）

< 提出先 >

令和8年7月1日に在学する（していた）学校の事務室

- ・ 7月2日以降に退学・転学している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。
- ・ 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。

※ 神奈川県立高校に在学する（していた）高校生等の方は、原則電子申請システム (e-kanagawa)で申請してください。

- ・ 電子申請が不可能な場合や著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、学校担当者までお申し付けください。
- ・ 電子申請の方法は県財務課Webサイト（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>）にあります。



5 支給方法・支給時期

< 支給方法 >

- 授業料以外の教育費に未済がある場合は、奨学給付金の給付額を未済額に充当します。

- ・ 授業料以外の教育費に未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

- 申請書に記載の口座に振込みを行います。

< 支給時期 >

- 申請を行った月の 2～3 か月後の末頃を予定

- ・ 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

6 申請に必要な書類

各申請区分に応じた書類を提出してください。

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等	国籍等 確認書類	通帳等の写し
生活保護世帯	●	●	-	●	●
課税・非課税世帯	●	-	●	●	●
提出書類に関する詳しい説明	紙申請の場合のみ提出※	P9	P10	P11	P12

※県立高校への申請は原則電子申請システム（e-kanagawa）で行います。

申請書以外の添付書類はすべて画像データを電子申請システム上に添付して申請してください。

6－1 生活保護受給証明書（該当者のみ提出）

○令和8年7月1日時点で生業扶助（高等学校等就学費）を受けている
ことがわかる次のいずれかの証明書

① 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第2号様式）

※ 学校または県のホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

② 福祉事務所が発行する、生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できる生活保護受給証明書

6－2 課税証明書等（該当者のみ提出）

○令和 8 年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が確認できる次のいずれかの書類（保護者全員分の提出が必要）

①令和 8 年度 市町村民税・県民税（非）課税証明書

※市区町村の窓口等で発行してください。

②令和 8 年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書

※会社員、公務員等の場合、6 月頃に勤務先から配付されています。

③令和 8 年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書

※自営業者等の場合、6 月頃に市町村から送付されています。

6-3 国籍等確認書類（全員提出）

高校生等の国籍・在留資格等が確認できる書類を提出してください。※保護者の国籍・在留資格等ではありません。

国籍・在留資格	提出書類	備考
日本国籍	住民票の写し（原本。コピー不可。）	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出
特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出
永住者 日本人の配偶者 永住者の配偶者 定住者 留学（新入生を除く）	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出 ・定住者は将来永住する意思があると認められた者が対象
家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの 上記及び ・日本の小学校・中学校の卒業証書の写し ・日本の小学校・中学校の卒業証明書	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出 ・小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の前後期及び中等教育学校の前期課程も含む ・高校等卒業後、日本で就労して在留する意思がある者が対象

6－4 通帳の写し等（全員提出）

○通帳の写し等の口座名義のわかる書類

○生徒本人又は保護者の口座を指定してください。

※生徒又は保護者以外の口座を指定する場合は、委任状を提出してください。

※確実に入金のできる口座を指定してください。

7 その他

○ 被災により制服を喪失・毀損した場合で再度制服の購入が必要な場合の追加給付について

奨学給付金受給世帯で、学校で着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、支給額が加算される場合があります。

詳細については、在学する学校または神奈川県教育委員会財務課までお問い合わせください。

8 お問い合わせ先

- 詳しいお知らせ や 申請書類は、県ホームページ又は学校事務室にて用意しています。
- 県ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>
- 問合せ先：平塚湘風高等学校事務室（0463-55-1532）または
神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ
電話 045－210－8251（直通）

